

感染防止マニュアル

第1条（感染対策指針）

〇〇〇〇では、常に感染防止に心掛け、入居者、職員共に健康な施設環境を維持する。

第2条（語句の定義）

感 染：伝播手段に拠らず、微生物による感染を意味する。

施設内感染：施設外で微生物によって惹起された市中感染症（潜伏期を含む）を除く感染症で、入居者のみならず、施設職員、訪問者にも適用される。

感染経路：空気感染（飛沫核感染）、飛沫感染、接触感染、経口感染、血行感染などが含まれる

第3条（感染防止委員会）

第1項 施設内に感染防止委員会（以下、委員会と表記する）を設置し、感染の予防と、感染時の対応について協議し、早期の対応を期する。このために、入所者・職員の健康状態、新入所者の感染症の既往、感染症の発生状況の把握を行い、対応を協議する。

第2項 委員会は以下のメンバーで構成される。

また、インフルエンザ施設内感染対策委員会については、毎年10月、1月に、同委員構成で別途召集し、開催する。

委員長	(例) 施設長	
副委員長	(例) 看護師	
医師	(例) 提携医	〇〇医師 (〇〇医院)
介護	(例) 統括	
栄養	(例) 栄養士	〇〇 〇〇
事務	(例) 事務長	

第3項 組織図（別紙1参照）

第4項 委員会は1月に1回開催する。委員会の開催に先立って、各フロアへ「感染状況報告書」を配布、回収し、検討資料とする。緊急の必要のある時には、その

都度、召集して委員会を実施する。

第5項 委員会の内容は、議事録に記録し3年間保管する。また、議事録は全職員に回覧し、周知徹底を図る。

第6項 この感染予防マニュアルは、委員会によって、修正・加筆され、改訂を重ねるものとする。

第7項 感染予防への理解を図るため、委員会は施設内感染対策に関する、職員への研修を実施しました、想定訓練を行って、一連の手順を確認する

第4条 (健康管理室)

健康管理室は、日頃より施設内の感染のリスクを把握する（一定期間での下痢や発熱・咳などの症状が見られる人数を把握して、集団感染を疑うべき基本ラインと照らして判断する）。把握した内容により、必要な伝達、報告を行い、必要に応じて感染防止委員会に諮って、臨時会議を行い、或いは提携医と連携の上、対応策を図る。

第5条 (基本ガイドライン) 感染予防手順

第1項 (環境整備)

- ① 1日1回、各フロアのホール、廊下、居室の床を湿式清掃し、乾燥させる
- ② 床に黙視しうる血液、分泌物、排泄物などが付着している時は、手袋を着用し、0.5%の次亜亜鉛素酸ナトリウムで清拭後、湿式清掃し、乾燥させる
- ③ 手洗い場では水道カランの汚染による乾燥を防ぐため、センサー式の蛇口を設け、ペーパータオルを設置する
- ④ トイレなど入所者が触れた設備（ドアノブ、取っ手等）は消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う
- ⑤ 浴槽のお湯の交換、浴室の清掃・消毒などは、使用の都度、必要の都度行う

第2項 (排泄物の処理)

- ① 排泄物・吐瀉物を処理する際は、手袋やマスクをし、汚染場所及びその周囲を、0.5%の次亜塩素酸ナトリウムで清拭し、消毒する

3～5 ページはサンプルにつき省略